



ナイジェリア連邦共和国

官報

No. 188 ラゴス - 2022年10月21日 Vol.109

政府公示 No. 116

本官報別冊として以下を発行する。

法律番号 32

簡略名称：ナイジェリア・スタートアップ法 2022 (Nigeria Startup Act, 2022)

頁：A1045-1069

印刷・発行者 連邦政府印刷局 (The Federal Government Printer) (ナイジェリア、ラゴス)

FGP 154/102022/1,200

[2022年1月1日以降の年間購読料は国内：5万ナイラ、国外：6万5,000ナイラ [船便] 8万ナイラ [セカンドクラス航空便]。本号一部につき3,500ナイラ。1月1日以降に官報の入手を希望する購読者は、ラゴスの連邦政府印刷局に改定後の購読料で申し込んでください。

本仮訳は、2022年10月21日にナイジェリア連邦政府が発表した官報を、ジェトロ・ラゴス事務所が許諾を得て仮訳したものです。

【免責事項】本仮訳で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロではできるだけ正確な情報の提供を心がけておりますが、本仮訳で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしてもジェトロは一切の責任を負いかねますのでご了承ください。

ナイジェリア・スタートアップ法 2022（仮訳）



条文の構成

条：

第 I 部 — 法律の目的および適用対象

1 目的

2 適用範囲

第 II 部 — デジタル・イノベーションおよび起業家精神に関する全国評議会の設置

3 デジタル・イノベーションおよび起業家精神に関する全国評議会の設置

4 評議会の構成員

5 評議会構成員の任期

6 構成員の退任

7 評議会の機能と権限

8 評議会代理人

第 III 部 — 評議会の運営体制

9 評議会事務局

10 スタートアップ支援・関与ポータル

11 スタートアップポータルのコーディネーターの任命

12 スタートアップ協議フォーラム

第 IV 部 — スタートアップ・ラベリング手続き

13 スタートアップ・ラベルの交付を受ける資格

14 スタートアップのラベリング手続き

15 ラベル取得スタートアップの義務

16 スタートアップ・ラベルの取り消し

17 スタートアップ・ラベルの再発行

18 スタートアップ・ラベルの再発行

第 V 部 — スタートアップ投資シードファンド

19 スタートアップ投資シードファンドの設立

付表

ナイジェリア・スタートアップ法 2022（仮訳）

法律番号 32

デジタル・イノベーションおよび起業家精神に関する全国評議会（NATIONAL COUNCIL FOR DIGITAL INNOVATION AND ENTREPRENEURSHIP）を設置し、ナイジェリアにおいて技術系スタートアップを可能にする環境の創出および開発、および関連する事項について規定する法律

発効日 [2022 年 10 月 19 日]
ナイジェリア連邦共和国国民議会制定

第 I 部 — 法律の目的および適用対象

目的

1. 本法の目的は以下のとおりである。
 - (a) ナイジェリアにおけるスタートアップ発展のための法的・制度的枠組みを定める。
 - (b) ナイジェリアにおいてスタートアップの設立、発展、運営を可能にする環境を提供する。
 - (c) テクノロジー関連の人材の開発および成長について定める。
 - (d) ナイジェリアのスタートアップ・エコシステムを、最先端のスキルと輸出できる能力を備えた優れたイノベーターを有するアフリカを代表するデジタル技術の中心地として位置付ける。

適用範囲

2020 年法律 No.3

2. 本法は以下に適用される。
 - (a) 2020 年会社および関連事項に関する法律（Companies and Allied Matters Act, 2020）に基づいて設立され、本法の規定に従ってスタートアップ・ラベルの交付を受けた企業
 - (b) ナイジェリアにおけるラベル取得スタートアップの創設、支援、インキュベーションに影響する活動を行う団体および組織

第 II 部 — デジタル・イノベーションおよび起業家精神に関する全国評議会の設置

デジタル・イノベーションおよび起業家精神に

- 3.—(1) デジタル・イノベーションおよび起業家精神に関する全国評議会（本法において「評議会」という）を設置する。
- (2) 評議会は、

関する全国評議
会の設置

- (a) 永久継承権と公印を有する法人である。
- (b) 法人名義で訴訟を起こすこと、または訴訟を起こされることが可能である。
- (c) 動産、不動産を問わず財産を取得、保有、購入、抵当入れ、取引することができる。

評議会の構成員

- 4.—(1) 評議会は、以下によって構成される。
- (a) ナイジェリア連邦共和国大統領。会長を務める。
 - (b) ナイジェリア連邦共和国副大統領。副会長を務める。
 - (c) 通信・デジタル経済担当相。会長および副会長の不在時に評議会の議長を務める。
 - (d) 財務・予算・国家計画担当相。
 - (e) 産業・貿易・投資担当相。
 - (f) 科学・技術・イノベーション担当相。
 - (g) ナイジェリア中央銀行（CBN）総裁。
 - (h) 本法第 12 条に基づいて設置されるスタートアップ協議フォーラム（Startup Consultative Forum）の代表者 4 名。
 - (i) ナイジェリア・コンピュータ協会（Nigeria Computer Society）を代表する会員 1 名。
 - (j) ナイジェリア・コンピュータ専門家登録評議会（Computer Professionals Registration Council of Nigeria）を代表する会員 1 名。
 - (k) 国家情報技術開発庁長官。評議会の書記（Secretary）を務める。

付表

- (2) 本法付表に記載された附則は、評議会の議事およびそこに記載されたその他の事項に関して効力を有する。

評議会構成員の
任期

- 5.—(1) 職権上、評議会構成員となった者は、職権によって評議会構成員となったその職の任期が満了した場合は、退任するものとする。
- (2) 職権上の構成員以外の評議会構成員は、
- (a) 2 年間構成員を務めるものとし、さらに 2 年の任期で再任されることが可能であり、それ以上は再任されない。
 - (b) 任命書に記載された条件で構成員を務めるものとする。
- (3) 職権上の構成員以外の評議会構成員は、
- (a) 清廉であることが証明されており、
 - (b) 公共または民間サービスにおいて、最低 10 年以上の関連する経験がある者とする。

構成員の退任

- 6.—(1) 本法第 5 条の規定にかかわらず、評議会構成員は、以下の場合、退任するものとする。
- (a) 1 カ月前に大統領宛の署名付き書面で通知することにより辞任した場合。
 - (b) 死亡した場合。

- (c) 以下の理由で、評議会が決議により空席を宣言した場合。
 - (i) 評議会に無断で評議会の会議を4回連続して欠席した。
 - (ii) 身体的疾患または精神疾患のために職務を果たすことができなくなった。
 - (iii) 破産を宣告された、または債権者と示談した。
 - (iv) 重犯罪または不正が関係する犯罪で有罪判決を受けた。
 - (vi) その職務に関連して重大な違法行為を犯した。
 - (vii) ナイジェリアの永住者でない、または永住者でなくなった。
- (2) (1)の規定にかかわらず、会長は、評議会構成員について、その者が引き続き構成員を務めることが評議会、事務局または公共の利益のためにならないと判断した場合は、当該構成員を解任することができる。
- (3) 職権上の構成員ではない評議会構成員に空席が発生した場合、会長は、前任者の残りの任期を務める後任者を任命するものとし、後任者は、退任により空席を生じさせた構成員と同じ利害を代表するものとする。

評議会の機能と
権限

- 7.—(1) 評議会は、以下のことを行うものとする。
- (a) 本法の目的の実現のため全般的な政策ガイドラインを策定、提示する。
 - (b) スタートアップに影響する法律および規制の整合化に向けた全体的な方向性を示す。
 - (c) 本法に基づいて設置される事務局のプログラムを承認する。
 - (d) ナイジェリアにおけるスタートアップの発展を促進するため、規制の枠組みの監視および評価を確実に行う。
 - (e) 事務局の施策およびプログラムの実施を監視し、確実に実施されるようにする。
 - (f) 科学、技術、イノベーション分野の個人、研究機関および大学院課程がある大学に対する助成金を通じてデジタル技術開発を支援する。
 - (g) 本法の規定を条件として、事務局の機能を果たす際の規則および規制を作成、変更、廃止する。
 - (h) 評議会が要求する機能を果たす評議会代理人を任命する。
 - (i) 本法に基づいて設立された事務局およびその他の組織の機能が効率的に実行されることを確保するうえで必要または便宜なその他の機能を果たす。
- (2) 評議会は、以下の権限を有する。
- (a) スタートアップの運営、設立、投資に影響する可能性のある省庁（MDA）の政策および命令を再検討する。
 - (b) 議事を管理し、会議の開催、発する通知、議事録の維持、および評議会が決定するその他の事項に関する議事規則を定める。

評議会代理人

- 8.—(1) 評議会は、評議会が適切と考える期間、本法の規定の効果的な監視および実施のために、評議会の全般的または具体的な指示に従って行動する評議会代理人を任命するものとする。
- (2) 評議会代理人は、本法に基づいて実施中のプログラムの状況に関し、四半期毎の監視報告書および年次報告書を提出する責任があるものとする。

第 III 部 — 評議会の運営体制

評議会事務局

- 9.—(1) 国家情報技術開発庁を評議会の事務局（本法において「事務局」という）とし、国家情報技術開発庁長官がその長を務めるものとする。
- (2) 事務局は以下のことを行うものとする。
- (a) 本法に定めるとおり、スタートアップのラベリングの手続きを管理する。
 - (b) スタートアップの設立および発展、インキュベーション、アクセラレーション、ベンチャー構築プログラムに関連する事項に関する情報へのアクセス、スタートアップに対する財政支援および非財政支援へのアクセスを提供する公的オンライン・プラットフォームおよびその他のプラットフォームを設置する。
 - (c) 関係 MDA および他の利害関係者と連携し、デジタル技術のイノベーションおよびナイジェリアのスタートアップのための企業開発を推進する。
 - (d) 事務局の全国デジタル・イノベーション・起業家精神・スタートアップ政策（National Digital Innovation, Entrepreneurship and Startup Policy 「NDIESP」）がスタートアップ・エコシステムの発展のために確実に実施されるようにする。
 - (e) ナイジェリアにおけるスタートアップの設立および成長を促進するため、評議会の承認を条件として、国内のおよび国際的なビジネス・インキュベーター、アクセラレーター、デジタル・イノベーションハブと提携する。
 - (f) ナイジェリアのスタートアップ、インキュベーター、アクセラレーターの名簿を維持する。
 - (g) スタートアップが行うデジタル技術のイノベーションに関連する研究開発活動を支援する。
 - (h) 民間主導のインキュベーターおよびアクセラレーター・プログラムの発展および拡大を支援する。
 - (i) スタートアップによるデジタル・イノベーションに関する国内の研究開発の進展を支援し、商品化を推進する。
 - (j) 事業者のプレインキュベーションのメカニズムを開発し、スタートアップのための教育、能力構築プログラムを提供する。

- (k) ナイジェリアにおいてデジタル技術イノベーションハブ、デジタル技術パーク、コミュニティ企業ハブを開発、設立、支援、奨励する。
- (l) ナイジェリアでデジタル技術イノベーションハブ、デジタル技術パーク、コミュニティ企業ハブを設立する場合のガイドラインを定め、実施、監視する。
- (m) スタートアップとエンジェル投資家、ベンチャー・キャピタリスト、未公開株式投資会社、個人投資家、開発金融機関、世界的な資産運用会社、金融機関、研究機関およびその他の国内、国際レベルの関係機関との間のシナジーを促進する。
- (n) スタートアップの発展を促進するため、エンジェル投資家、ベンチャー投資会社、未公開株式投資会社、開発金融機関およびその他の関係する資金提供団体と提携する。
- (o) 評議会に提出された提案、政策、プログラムを再検討する。
- (p) 国立大学委員会 (National Universities Commission)、全国技術教育委員会 (National Board for Technical Education) およびその他の高等教育機関の規制機関と連携して研究のための十分な施設を提供し、大学、科学技術専門学校、研究機関間の学際的な協力を推進する。
- (q) ナイジェリアにおけるスタートアップおよびデジタル技術イノベーション起業家精神に影響する問題、および本法の実施に関連する事項について、評議会に助言する。
- (r) 評議会から要求されるその他の責務を遂行する。

スタートアップ
支援・関与ポータル

- 10.—(1) 事務局は、評議会の承認を得て、スタートアップがそれを通じて関係 MDA への登録手続きを行うポータルの役割を果たすスタートアップ支援・関与ポータル (本法において「スタートアップポータル」という) を開設するものとする。
- (2) スタートアップポータルは、以下の機能を果たすものとする。
- (a) ラベル取得スタートアップに対する許可証または認可証の発行を容易にする。
 - (b) スタートアップと連邦政府、民間機関、エンジェル投資家、ベンチャー・キャピタリスト、インキュベーター、アクセラレーター、その他の関係機関との交流のためのプラットフォームを提供する。
 - (c) スタートアップが、インキュベーションおよびアクセラレーションプログラム、ショーケース、ピッチコンテスト、フェローシップ、その他の関連するプログラムを含む有益な挑戦およびプログラムに参加する機会を創出する。

- (d) スタートアップの融資、情報、イノベーション、世界市場へのアクセスを促進する。
- (e) ナイジェリアのスタートアップ・エコシステムのさまざまな利害関係者との情報交換を促進する。
- (f) スタートアップにツールおよび資源へのアクセスを提供する。
- (g) 本法に基づいてラベルを取得したスタートアップに支援を提供する。
- (h) スタートアップの認可、承認、登録の要件に関する情報を提供する。
- (i) スタートアップが公共調達またはその他の契約プロセスを通じて連邦政府と契約を結ぶ機会を提供する。
- (j) 業界の利害関係者および一般の人々からの苦情および提案を受け付ける。
- (k) 連邦政府からスタートアップに提供される各種の制度および優遇措置の告知および申請のためのプラットフォームの役割を果たす。
- (l) 評議会または事務局が要求するその他の機能を果たす。

スタートアップ
ポータル
の
コーディネーター
の任命

- 11.—(1) 事務局は、評議会の承認を得て、スタートアップポータルのコーディネーターを任命するものとし、コーディネーターは、テクノロジーおよび起業家精神に関して 10 年以上の経験を有する者とする。
- (2) コーディネーターは、以下のことを行うものとする。
- (a) ナイジェリアのラベル取得スタートアップの名簿を維持する。
 - (b) ラベル取得スタートアップの関係書類および記録を保管する。
 - (c) 本法に基づくスタートアップのラベリングに関する評議会の決定を実行する。本法の実施のために必要なその他の職務を遂行する。
- (3) コーディネーターは、
- (a) 2 年間コーディネーターを務めるものとし、さらに 2 年の任期で再任されることが可能であり、それ以上は再任されない。
 - (b) 任命書に記載された条件でコーディネーターを務めるものとする。
- (4) コーディネーター業務の資金は事務局の年間予算から賄われるものとする。

スタートアップ
協議フォーラム

- 12.—(1) 事務局は、評議会の承認を得て、ナイジェリアのスタートアップ・エコシステムにおける以下に関する情報共有および協力のためのプラットフォームを提供するスタートアップ協議フォーラム (Startup Consultative Forum) と呼ばれる協議機関 (本法において「フォーラム」という) を、スタートアップポータル上に設けるものとする。
- (a) 本法に基づきラベルを取得する資格のあるスタートアップに関する情報。
 - (b) スタートアップに適用される優遇措置。
 - (c) 国内の利用可能な能力に関する情報。
 - (d) 評議会に送る代表者の指名。
 - (e) 評議会での検討に付されるメモランダムに関する審議。

- (f) ナイジェリアのスタートアップ・エコシステムに関連するその他の政策提案。
- (2) フォーラムは、業界の利害関係者およびスタートアップポータルに登録された以下の代表者によって構成されるものとする。
 - (a) ラベル取得スタートアップ
 - (b) ベンチャー・キャピタリスト
 - (c) エンジェル投資家
 - (d) インキュベーター、アクセラレーター、イノベーションハブ
 - (e) テクノロジーとイノベーションの進展にかかわる二つの市民社会団体

第IV部 — スタートアップ・ラベリング手続き

スタートアップ・ラベルの交付を受ける資格

2020年法律 No.3

- 13.—(1) 本法に基づくスタートアップ・ラベルは、本法に基づくラベリング要件を満たしたスタートアップに事務局が発行する証明書である。
- (2) 以下に該当するスタートアップは、本法に基づいてラベリングされる資格がある。
- (a) 2020年会社および関連事項に関する法律の規定に従って登録されている有限責任会社であり、設立日からの存続期間が10年以内である。
 - (b) デジタル技術の革新的な製品またはプロセスのイノベーション、開発、生産、改良、商品化を目的としている。
 - (c) デジタル技術を取り込んだ製品またはプロセスの所有者またはリポジトリ、または登録ソフトウェアの所有者または著作者である。
 - (d) 少なくとも3分の1の株式を、1名または複数のナイジェリア人がスタートアップの創設者または共同創設者として現地保有している。
 - (e) 個人事業主またはパートナーシップの場合、上記(b)、(c)、(d)に定める条件を満たしている。
- (3) 本法は、持ち株会社、またはスタートアップとして登録されていない既存の会社の子会社には適用されないものとする。
- (4) (2)の(e)の個人事業主またはパートナーシップについては、(2)の(a)、(b)、(c)、(d)に定める要件を満たすことができるようにするため、6カ月間プレラベル・ステータスが与えられる。
- (5) (4)の規定に沿うことができない個人事業主またはパートナーシップは、与えられたプレラベル・ステータスを取り消されるものとする。
- (6) ラベル取得スタートアップは、本法に基づいて提供される優遇措置を受けることができる。

スタートアップのラベリング手続き

- 14.—(1) 本法の規定に基づくラベルの交付を希望するスタートアップは、所定の形式の申請書をスタートアップポータルで提出するものとする。

ラベリング証明書
の発行

- (2) (1)に基づく申請書には、事務局が指定する書類が添付されるものとする。
- 15.—(1)申請者が本法に基づくラベリングの要件を満たしているとコーディネーターが判断した場合、コーディネーターは、
- (a) 事務局の承認を得て、申請者の名前および詳細を、そのために管理されているスタートアップの登録簿に記入し、
 - (b) 当該スタートアップにスタートアップ・ラベルを発行する。
- (2) (1)に基づいて発行された証明書は、そうでないことが証明されない限り、当該スタートアップについて以下のとおりであることを示す確定的な証拠となるものとする。
- (a) 本法に定めるラベリングの要件をすべて満たしている。
 - (b) 本法に従って正当にラベルを取得したものである。
- (3) スタートアップ・ラベルは、発行日から 10 年間有効とする。

ラベル取得
スタートアップ
の義務

- 16.—(1) 本法に基づくラベル取得スタートアップは、以下に従うものとする。
- (a) ナイジェリアにおけるビジネスに適用されるすべての現行法を遵守する。
 - (b) 人員数、資産総額および達成した年間取引高に関する情報を、スタートアップ・ラベルが交付された期間から毎年提供する。
 - (c) 現行法規により定められた報告義務に従って適切な帳簿を維持する。
 - (d) 受けた優遇措置および優遇措置のおかげでなされた進捗に関する年次報告書を提出する。
 - (e) 組織、構成、目的に変更があった場合は、変更の日から 1 カ月以内にコーディネーターに通知する。
 - (f) スタートアップ・ラベルの発行後、コーディネーターによって定められた義務を守る。
- (2) ラベル取得スタートアップがいずれかの義務を履行しない場合、または本法に基づく資格基準を満たさない場合、コーディネーターは当該ラベル取得スタートアップに不履行を通知するものとし、当該スタートアップは、通知から 30 日以内に、不履行を是正するための措置を講じるものとする。

スタートアップ・
ラベルの取り消し

17. ラベル取得スタートアップが不履行の通知を受けた後にこれを正さない場合、事務局は、スタートアップ・ラベルを取り消し、当該ラベル取得スタートアップに優遇措置を提供した関係 MDA または投資家に通知する。

スタートアップ・
ラベルの再発行

18. 本法第 7 条に基づいてスタートアップ・ラベルを取り消されたスタートアップは、不履行を是正した場合、スタートアップ・ラベルの再発行を事務局に申請することができる。

第V部 — スタートアップ投資シードファンド

スタートアップ
投資シードファンド
の設立

- 19.—(1) スタートアップ投資シードファンド (Startup Investment Seed Fund) (本法において「ファンド」という) を設立し、ナイジェリアソブリン投資局 (本法において「ファンドマネージャー」という) が管理する。
- (2) ファンドには、評議会が承認した資金源から 100 億ナイラ以上が毎年払い込まれるものとする。
- (3) ファンドは以下の用途に充てられるものとする。
- (a) ラベル取得スタートアップに融資を提供する。
 - (b) 評議会の承認を条件として、ファンドマネージャーの推薦に基づき、ラベル取得スタートアップに初期段階の融資を提供する。
 - (c) テクノロジー研究室、アクセラレーター、インキュベーター、ハブに税軽減措置を提供する。

ファンド
マネージャーの
機能

20. ファンドマネージャーは、以下のことを行うものとする。
- (1) 研究開発プロジェクトを支援するイノベーション助成金予算および管理の枠組みを創設する。
- (2) ファンドの資金供給、管理、利用の方法を定める枠組みを策定する。

第VI部 — 教育、能力構築、人材開発

教育および能力開発

- 21.—(1) 事務局は、本法に従い、スタートアップ向けの教育・能力構築プログラムを作成、実施し、スタートアップポータルを利用して必要な情報を周知させるものとする。
- (2) スタートアップは、産業教育基金および事務局と提携している団体が起業家およびその従業員の教育のために推進する研修を受けることができる。

人材開発

- 22.—(1) 事務局は、国立大学委員会、全国技術教育委員会およびナイジェリア国内のその他の高等教育機関の規制団体と連携し、ナイジェリアにおけるスタートアップの設立および運営に必要な知識を身に付けさせることを目的としたモジュール (履修単位) およびプログラムを開発し、ワークショップを開催するものとする。
- (2) 事務局は、デジタル技術の活用、デジタル技術の管理能力強化および情報システムを推進するため、ナイジェリアの六つの政治区域にデジタル技術習得センターを設置するものとする。
- (3) 事務局は、人材開発のための枠組みを策定し、また関係 MDA および民間セクターと協力して大学、科学技術専門学校およびその他の高等教育機関にデジタル技術イノベーション・パークおよびハブを設置することができる。

学術研究機関の
支援

23. 事務局は、以下によって、スタートアップの発展に資する学術研究機関の活動を支援するものとする。

- (a) 研究機関、民間セクター、連邦政府およびその他のスタートアップ・エコシステムの関係者の間のつながりを作る。
- (b) スタートアップのための研究システムに資金を提供する。
- (c) スタートアップが使用する研究施設の取得または開設に対する財政支援を行う。
- (d) 科学、技術、イノベーションの分野で、適切な人材と研究能力を開発する。
- (e) 協力および研究情報・知識の共有に資金を提供する。これには協議会、ワークショップ、セミナー、会合、論文等の支援が含まれる。
- (f) 協力および研究情報・知識の共有を促進するため、研究機関をつなぐ情報インフラストラクチャーの提供を推進する。
- (g) 研究およびイノベーションに関する全国的なデータベースを作成し維持する。
- (h) スタートアップ・インキュベーションを通じて国内の研究開発成果の商品化を推進する。

第 VII 部 — 税制上・財政上の優遇措置

パイオニア・ステータス優遇制度によるその他の減税措置

- 24.** パイオニア・ステータス優遇 (PSI) 制度の対象となっている産業に該当するラベル取得スタートアップは、事務局を通して申請すれば、ナイジェリア投資促進委員会 (NIPC) から PSI 制度に基づく減税および優遇措置の迅速な承認を得ることができる。
- 25.—**(1) ほかの法律の規定にかかわらず、連邦政府は、連邦財務省またはほかの関係 MDA を通じて、スタートアップが既存の財政上の優遇措置を受けるための要件を簡素化することができる。
- (2) 産業開発 (所得税軽減) 法 (Industrial Development 「Income Tax Relief」 Act) の規定に従い、スタートアップは 3 年間、およびスタートアップの期間内であればさらに 2 年間、所得税およびその他の所得または収益に課されるその他の税金の免除を受けることができる。この減税措置の開始日は、スタートアップ・ラベルの発行日とする。
- (3) ラベル取得スタートアップは、そのすべてがナイジェリア国内で行われた研究開発の費用については全額控除され、法人所得税法 (Companies Income Tax Act) によって設けられている制限は、ラベル取得スタートアップには適用されない。
- (4) ラベル取得スタートアップに技術、コンサルティング、専門的サービスまたは経営サービスを提供する非居住者企業は、当該サービスの提供によって得た所得に対して 5 パーセントの源泉徴収税が課されるものとし、源泉徴収税の支払は、当該非居住者企業によって支払われる最終的な税金となる。

Cap. I17, LFN, 2004.

	(5) ラベル取得スタートアップは、ラベル取得スタートアップに指定されている期間、従業員に社内教育を実施する場合は産業教育基金 (Industrial Training Fund) への拠出を免除される。
輸出ファシリティの利用 Cap. E19, LFN, 2004.	26. 事務局は、輸出（優遇措置および雑則）法（Export (Incentives and Miscellaneous Provisions) Act）に基づき対象とみなされる製品およびサービスの輸出に携わっているスタートアップが、輸出優遇措置および輸出開発基金（Export Development Fund）、輸出拡大助成金（Export Expansion Grant）、輸出調整制度基金（Export Adjustment Scheme Fund）からの資金援助を確実に受けられるようにするものとする。
政府の助成金、融資、ファシリティの利用	27. 事務局は、ラベル取得スタートアップが、CBN、産業銀行、または法令により中小規模の企業または起業家を支援する権限を与えられているその他の組織が管理する助成金および融資ファシリティを確実に利用できるものとする。
信用保証制度	<p>28.—(1) 事務局は、本法に基づくラベル取得スタートアップの発展および成長のための信用保証制度（本法において「信用保証制度」という）を設けるものとする。</p> <p>(2) (1)に基づいて設けられる信用保証制度は、以下を目的とする。</p> <p>(a) ラベル取得スタートアップが利用可能な財政支援の提供。</p> <p>(b) ラベル取得スタートアップのための信用保証の枠組みの創設。</p> <p>(c) スタートアップへの金融・信用情報の提供。</p> <p>(d) スタートアップへの財務管理能力構築プログラムの提供。</p> <p>(3) (1)により信用保証制度が設けられる場合、事務局は以下を確保するものとする。</p> <p>(a) (2)の目的に沿った戦略および運用目標。</p> <p>(b) 信用保証制度の下で資金供給を受けるための資格および適格性の基準。</p> <p>(c) 信用保証制度の下で実施されるプロジェクトおよび信用保証制度の運用効率の監視および評価の基準。</p> <p>(d) 信用保証制度の活動に関する透明性確保、説明責任、報告の仕組み。</p> <p>(e) 担保登録簿に、動産、登録済み知的財産、株式譲渡またはその他の証書が十分な担保として記載されること。</p>
ラベル取得スタートアップに投資する投資家向けの優遇措置および減税	29.—(1) 連邦政府は、連邦財務省およびほかの MDA を通じて、ラベル取得スタートアップまたはスタートアップ・エコシステムに投資する個人、インパクト投資家、エンジェル投資家、企業、ベンチャー・キャピタリスト、未公開株式投資ファンド、アクセラレーター、インキュベーターが、投資に対する税額控除を受けられる優遇措置に関する国家政策を策定し実施するものとする。

Cap. C21, LFN, (2) 法人所得税法の規定にかかわらず、ラベル取得スタートアップに出資するエンジェル投資家、ベンチャー・キャピタリスト、未公開株式投資ファンド、アクセラレーター、インキュベーターは、ラベル取得スタートアップへの投資額の30%に相当する投資税額控除を受けることができる。ただし、この税額控除は、課税対象の投資利益に適用される。

2004. (3) ラベル取得スタートアップに関するエンジェル投資家、ベンチャー・キャピタリスト、未公開株式投資ファンド、アクセラレーター、インキュベーターによる資産の処分から生じた利得については、当該資産が少なくとも24カ月前からナイジェリアにあることを条件に、キャピタルゲイン税は課税されない。

法人法規委員会との連携 30.—(1) 事務局は、法人法規委員会 (Corporate Affairs Commission) (以下、「法人委員会」と連携し、法人委員会とやり取りするラベル取得スタートアップの手続きを容易にするため、スタートアップポータル上に独立したセクションを設けるものとする。

(2) さらに事務局は、法人委員会と連携し、スタートアップが法人委員会で行う手続きおよびやり取りが円滑かつ迅速に、本法の規定に従って行われるよう確保するものとする。

知的財産権の保護 31.—(1) 評議会は、スタートアップの成長および発展のために知的財産権が重要であることを認める。

(2) 事務局は、その目的の一環として、知的財産権の保有者が、その権利の活用を奨励されること確保し、保有者による権利の国際化および商品化を支援するための措置を講じるものとする。

(3) 事務局は、ナイジェリア著作権委員会 (Nigerian Copyright Commission) および商標・特許・意匠登録局 (Trademarks, Patent and Design Registries) と連携し、それらによって以下が確実に行われるようにするものとする。

(a) ラベル取得スタートアップの知的財産の登録を容易にするため、スタートアップポータル上に独立したセクションを設ける。

(b) ラベル取得スタートアップが、商標および特許の付与または取消の申請および知的財産権の侵害に対する訴訟提起を容易に行えるように支援を提供する。

(c) ラベル取得スタートアップが、その商標および特許を国際的なレベルで申請、登録するための支援を促進する。

(4) さらに事務局は、ナイジェリア著作権委員会と連携し、ラベル取得スタートアップの知的財産の登録および保護が円滑かつ迅速に、本法の規定に従って行われるよう確保するものとする。

クラウドファン
ディング

- 32.—(1) スタートアップは、証券取引委員会（Securities and Exchange Commission）（SEC）から正式な認可を受けたクラウドファンディング仲介業者および商品投資プラットフォーム（以下、「プラットフォーム」）を通じて資金を集めることができるものとし、それらは各自のプラットフォームを、スタートアップポータル上でスタートアップが使用できるようにする。
- (2) 評議会は、SEC に対して勧告および提言を行い、SEC がラベル取得スタートアップ向けのクラウドファンディングのプロセスを迅速に処理するルールの検討を確実に行うよう協力するものとする。

外国技術の移転

- 33.—(1) 事務局は、技術獲得・促進国家委員局（National Office for Technology Acquisition and Promotion）（NOTAP）と共に、以下のことを行うものとする。
- (a) ラベル取得スタートアップの技術移転登録を容易にするため、スタートアップポータル上に独立したセクションを設ける。
- (b) ラベル取得スタートアップの技術移転登録に適用されるすべての手数料を割引する。
- (c) スタートアップが研究成果を商品化できるようにするため技術援助を提供する。
- (2) 事務局は NOTAP と連携し、技術移転登録およびその他の活動が円滑かつ迅速に、本法の規定に従って行われるよう確保するものとする。

金融テクノロジー・
スタートアップ
の認可取得

34. (1) 事務局は、CBN および SEC と共に、以下のことを行うものとする。
- (a) 金融テクノロジーの会社として運営されるスタートアップ（フィンテック・スタートアップ）の認可手続きを容易にするため、スタートアップポータル上に独立したセクションを設ける。
- (b) フィンテック・スタートアップが、スタートアップポータルおよびその他のフォーラムを通して行われる対話型セッションによって SEC および CBN と連絡をつける機会を与えられるよう確保する。
- (2) 評議会は、フィンテック・スタートアップの設立、認可、運営に影響する新たな規則および規制が発せられる前に、フィンテック・スタートアップが適切な通知を確実に受けるよう SEC および CBN と連携するものとする。
- (3) 競技会は、フィンテック・スタートアップの設立、認可、運営に影響する規則および規制の整合化に関して CBN および SEC と協力するものとする。

ラベル取得スタート
アップの規制当局に
よるサンドボックス
への参加

- 35.—(1) CBN の規制当局によるサンドボックス、SEC の規制当局によるインキュベーション・プログラム、またはその他の規制機関によって設けられたその他の規制当局によるサンドボックス・プログラムに参加する意向のラベル取得スタートアップは、スタートアップポータルを通して利用できるファストトラック手続きによって申請書を提出することができるものとする。

スタートアップの
上場

(2) (1)にかかわらず、各スタートアップは、サンドボックスに参加するための必要条件を備えていなければならないものとし、申請書には、CBN のサンドボックスおよび SEC の規制当局によるインキュベーション・プログラムのガイドラインに記載された所定の必要書類を添付するものとする。

36.—(1) 評議会は、ナイジェリア取引所 (Nigerian Exchange Limited) (NGX) の該当するボードまたはナイジェリアで運営されている同様の証券・商品取引所への上場を目指すラベル取得スタートアップが、上場の資格要件を満たすよう手助けするものとする。

(2) 評議会は、取引所への上場を目指すラベル取得スタートアップを奨励、支援するものとし、その成長および発展を促進する優遇措置を提供することができる。

資本および利益
の本国還流

37.—(1) 事務局は CBN と連携し、以下に関して、海外投資家による投資が、CBN 公認ディーラーを通じた公定為替レートによる自由交換可能通貨で本国に還流されることを保証するものとする。

(a) 配当金または利益。外国投資にかかるすべての税引後の金額。

(b) スタートアップが売却また清算された場合に得た収益または外国投資によって発生した利息。すべての税金およびその他の債務を引いた金額。

(2) ラベル取得スタートアップへの投資の本国還流は、CBN の公定外国為替レートで行われるものとする。ただし、海外投資家が、当初の投資資金が法律で定められた適正な経路で投入された証拠として資本導入証 (Certificate of Capital Importation) を提示できることを条件とする。

第 VIII 部 — アクセラレーターおよびインキュベーター

アクセラレーター
および
インキュベーター・
プログラム

38.—(1) 事務局は、本法の目的を実現するにあたり、スタートアップのアクセラレーターおよびインキュベーター・プログラムを設けるものとする。

(2) 評議会は、(1)の目的のために、アクセラレーターおよびインキュベーターの立ち上げおよび発展のための国家政策を策定するものとする。

(3) 事務局は、(1)の目的のために、以下のことを行うものとする。—

(a) アクセラレーター、インキュベーターとスタートアップの関係を規制する基準およびガイドラインを策定する。

(b) 民間組織による既存のアクセラレーターおよびインキュベーター・プログラムを奨励し、それらと協力する。

(c) 既存のアクセラレーターおよびインキュベーター・プログラムおよびプログラムへの登録、参加の手続きに関する情報をスタートアップポータルで提供する。

アクセラレーター
および
インキュベーター
に対する優遇措置

- 39.—(1) スタートアップ・エコシステムに寄与したアクセラレーターおよびインキュベーターの名簿を作成し、事務局が維持するものとする。
- (2) 事務局に登録しているスタートアップ・アクセラレーターおよびインキュベーターは、以下を受けることができるものとする。
- (a) 関連規則に従って連邦政府から与えられる優遇措置。ただし、アクセラレーターおよびインキュベーターがナイジェリアのスタートアップの運営および成長に不可欠な物品、サービス、資金の提供に積極的に関わっていることを条件とする。
- (b) 研究・開発・教育・拡大プロジェクトのための助成金および補助金。
- (3) (2)が適用されたうえで、登録アクセラレーターおよびインキュベーターは、全国デジタル・イノベーション・起業家精神・スタートアップ政策およびその他の発表される政策のもとで与えられる助成金を受けることができる。

第 IX 部 — クラスタ、ハブ、イノベーションパーク、技術開発区

クラスタ、ハブ、
イノベーション
パークの設置

- 40.—(1) 評議会は、連邦の各州にスタートアップ・イノベーションクラスタ、ハブ、物理的なおよび仮想のイノベーションパークを設置し運営するための枠組みを策定するものとする。
- (2) クラスタ、ハブ、イノベーションパークの役割には以下が含まれる。
- (a) スタートアップと大企業をつなぎ、共同関係を助長し、ビジネスを生み出す。
- (b) 専門知識、アイデア、視点を集めて整理する。
- (c) スタートアップが資源および専門家サービスを利用できるようにする。
- (d) スタートアップ間の共同関係およびイノベーションを促進する。

クラスタ、ハブ、
イノベーション
パークの機能

41. スタートアップ・イノベーションクラスタ、ハブ、物理的なおよび仮想のイノベーションパークは、以下を提供するものとする。
- (a) スタートアップに支援を提供する専門チーム、ヘルプデスク、窓口。
- (b) スタートアップが規制の枠組みおよびその適用可能性を理解する手助け。
- (c) 登録および認証申請の手助け。
- (d) スタートアップの海外市場進出の手助けおよび便宜。
- (e) 無料または補助割引料金の作業スペース。
- (f) (a)～(e) の機能の達成に付随するその他のあらゆる機能。

技術開発区の設置

- 42.—(1) 事務局は、ナイジェリア輸出加工区庁 (Nigeria Export Processing Zones Authority) と協力して、スタートアップ、アクセラレーター、インキュベーターの成長および発展に拍車をかける技術開発区 (本法において「開発区」という) をナイジェリアに設置するものとする。

- (2) 開発区は、スタートアップ、アクセラレーター、インキュベーターが承認された活動を開始する前に、許可証を交付するものとする。
- Cap. N107, LFN, 2004. (3) 開発区で承認された活動を行うスタートアップ、アクセラレーター、インキュベーターは、ナイジェリア輸出加工区法（Nigeria Export Processing Zones Act）に基づいて提供される既存の優遇措置を受けることができる。

第 X 部 — 雑則

データ保護

43. 本法を実施するためのデータの使用および処理は、責任を持って、かつナイジェリアの現行のデータ保護法規に従って行われるものとする。

大統領が全般的な指示を出す権限

44. 大統領は、政策ガイドラインを作成したり、評議会または事務局に対し、広く政策の問題に関連して、または場合に応じてその機能遂行に関して、全般的または具体的な指示を出したりすることができるものとし、その指示に従うことは義務であるものとする。

規制またはガイドラインを作成する権限

45.—(1) 評議会は、大統領の承認を得て、本法に基づく責務、機能、権限の行使に関して、および広く本法を実施する目的で、規則、規制、ガイドラインを作成することができるものとし、特に以下を行うことができる。

(a) 本法に基づいて要求される書式およびその他の情報を定める。

(b) 本法に基づいて要求される情報を入手する手続きを定める。

(c) 本法に基づいて支払われる料金を定める。

(d) スタートアップの登録、登録解除、再登録について定める。

(e) スタートアップから革新的中小企業またはスケールアップへの移行について定める。

(2) 本法の規定に基づいて発せられた規則、規制、ガイドラインの違反は犯罪にあたるものとし、個別の規則、規制、ガイドラインの規定に従って罰せられるものとする。

訴訟前通知

46.—(1) 評議会に対する民事訴訟は、予定される原告またはその代理人から訴訟を開始する意思が書面で通知された後 30 日の期間が満了する前に開始してはならないものとし、通知には以下が明記されるものとする。

(a) 訴訟原因

(b) 主張の詳細

(c) 予定される原告の氏名および居所

(d) 求める救済

(3) 本法またはその他の法律または法令の規定に基づいて協議会に送達することを要求または許可される通知、召喚状、その他の文書は、事務局に配達することによって送達することができる。

解釈

47. 本法において、

- 「アクセラレーター」とは、スタートアップの成長を促進するための指導および教育支援を提供する期限付きのコホートベースのプログラムを意味する。
- 「エンジェル投資家」とは、通常はスタートアップ企業の持ち分と引き換えに、初期段階のスタートアップに資金を提供する富裕層の個人または企業を意味する。
- 「CBN」とは、ナイジェリア中央銀行を意味する。
- 「会長」とは、デジタル・イノベーションおよび起業家精神に関する全国評議会の会長を意味する。
- 「法人委員会」とは、法人法規委員会を意味する。
- 「会社／企業」とは、2020年会社および関連事項に関する法律に基づいて設立された有限責任会社／企業を意味する。
- 「評議会」とは、デジタル・イノベーションおよび起業家精神に関する全国評議会を意味する。
- 「評議会代理人」とは、本法第8条に基づいて評議会によって任命された代理人を意味する。
- 「クラウドファンディング」とは、多くの個人または組織から集めた少額のお金を、オンラインのウェブ・プラットフォームを通じてプロジェクトまたはビジネスの資金を調達するために使うことを意味する。
- 「クラウドファンディング仲介業者」とは、クラウドファンディング・ポータルを通じて有価証券または投資商品の提供または売却が行われる取引を円滑に進める法人として設立され登録された事業体を意味する。
- 「初期段階のスタートアップ」とは、商品開発、顧客基盤の構築、強固なキャッシュフローの確立に重点を置いているスタートアップを意味する。
- 「初期段階の融資」とは、スタートアップの成長の第一段階の融資を意味し、資金は在庫品を購入し、キャッシュフローと必要な資金との間に存在する差を支えるために使われる。
- 「迅速な」とは、速度と効率を意味する。
- 「輸出開発基金」とは、ナイジェリア輸出促進評議会 (Nigerian Export Promotion Council) が管理する基金を意味する。
- 「連邦政府」とは、ナイジェリア連邦政府を意味する。
- 「フィンテック・スタートアップ」とは、金融テクノロジーの会社として運営され、CBN および SEC から営業許可を取得した登録スタートアップを意味する。
- 「ファンド」とは、スタートアップ投資シードファンドを意味する。
- 「ファンドマネージャー」とは、ナイジェリアソブリン投資局を意味する。

- 「インキュベーター」とは、専用の物理的スペースおよびサービスの提供を通じて、スタートアップの設立および発展、イノベーションの推進および関連する活動を支援することを主たる目的とする企業、パートナーシップ、非政府組織、有限責任パートナーシップを意味する。
- 「産業教育基金」とは、産業教育基金が管理する基金を意味する。
- 「知的財産」とは、ナイジェリアにおける著作権、商標、企業秘密、工業意匠、特許の登録によって保護される創造力の成果を意味する。
- 「イノベーション」とは、効率性、効果、競争優位性の向上を目的とした新たな製品、プロセス、サービスの創造または開発につながる技術主導のアイデアの実行を意味する。
- 「ラベル取得スタートアップ」とは、本法に基づいてラベルを取得し、コーディネーターからデジタル証明書の発行を受けたスタートアップを意味する。
- 「国家情報技術開発基金（National Information Technology Development Fund）」とは、国家情報技術開発事務局（National Information Technology Development Secretariat）の下で設立された基金を意味する。
- 「NOTAP」とは、技術獲得・促進国家委員局、または将来、技術獲得・促進国家委員局に代わるものとして設置される他の局を意味する。
- 「ナイジェリア取引所」とは、SECが管理するナイジェリア証券取引所を意味する。
- 「プレインキュベーション」とは、技術的・経済的実行可能性および起業家プロフィールを分析することにより、プロジェクトのアイデアの検証、会社の計画および創設、可能なビジネスの開発を目指すスタートアップの段階を意味する。
- 「研究開発」とは、研究対象に対する知識および理解を深めることを目的とした徹底的な研究を意味し、新たな製品およびサービスを取り入れ広めるために行われる活動を含む。
- 「規制当局によるインキュベーション・プログラム」とは、ナイジェリアで営業しているまたは営業しようとしている金融テクノロジー（フィンテック）企業向けにSECによって設けられたインキュベーション・プログラムを意味する。
- 「サンドボックス」とは、CBN、SECまたはサンドボックス・プログラムを設けることができるほかの規制機関によって作られた規制ソフトウェア試験環境を意味する。

「スケールアップ」とは、既に商品を市場で検証し、そのビジネスモデルおよび経済面が持続可能であることを証明した企業を意味する。

「信用保証制度」とは、本法第 28 条に基づいて創設された信用保証性を意味する。

「事務局」とは、本法第 9 条に基づいて設置された評議会の事務局を意味する。

「SEC」とは、証券取引委員会を意味する。

「スタートアップポータル」とは、本法第 10 条に基づいて開設されたスタートアップ支援・関与ポータルを意味する。

「スタートアップ」とは、設立から 10 年以下で、ユニークなデジタル技術の革新的な商品、サービス、プロセスの創出、革新、生産、開発、採用を目的とする会社を意味する。

「スタートアップ・エコシステム」とは、起業家、スタートアップ、資本提供者、連邦政府、およびスタートアップの支援のために協力し合うその他の利害関係者によって構成される環境を意味する。

「ベンチャー投資家」とは、高い成長の可能性を示すスタートアップに、持ち分と引き換えに資本を提供する個人または企業を意味する。

引用

48. 本法は、Nigeria Citation. Startup Act, 2022 として引用することができる。

付表

第 4 条(2)

評議会に関する附則

評議会の議事

- 1.—(1) 本法および解釈に関する法律（Interpretation Act）第 27 条（法定組織の決定は構成員の過半数によって行われること、および投票が命じられた場合、会議で司会を務める者が二票目または決定票を投じることができる旨を規定している）を条件として、評議会は、評議会またはその委員会の議事について定める議事規則を作ることができる。
- (2) 評議会のすべての会議において、会長が議長を務めるものとし、会長が不在の場合は副会長が議長を務めるものとし、会長および副会長が不在の場合は通信・デジタル経済担当相が議長を務めるものとする。
- (3) 評議会の定足数は 8 名とし、議長を務める会長および民間の 2 名の代表者が含まれるものとする。
- (4) 評議会は、本法の目的のため、毎年 4 回以上会議を開くものとする。
- (5) (4)の規定を条件として、評議会は、以下の場合に会議を開くものとする。
 - (a) 会長によって招集された場合はいつでも
 - (b) 構成員の少なくとも 3 分の 1 による会長への通知により要求された場合、通知の日から 14 日以内に
- (6) 評議会が、特定の事項に関して何らかの者の助言を受けることを希望する場合、評議会は、適切と考える期間、当該者を評議会構成員に任命することができるが、本項に基づいて任命された者は、評議会の会議で投票することはできないものとし、定足数に数えられないものとする。

委員会

- 2.—(1) 議事規則を条件として、評議会は、評議会が関わる事項について検討し報告するために適切と考える数の常設または臨時の委員会を設置することができる。
- (2) 本項に基づいて設置された委員会は、
 - (a) 評議会が決定する人数（必ずしも評議会の構成員とは限らない）で構成されるものとし、評議会の構成員以外の者 1 名が、任命条件に従って委員を務めるものとする。
 - (b) 評議会の構成員が議長を務めるものとする。
- (3) 評議会によって設立された委員会の定足数は、評議会によって決定されるものとする。
- (4) 評議会の委員会の決定は、評議会に対する提案になるものとする。

雑則

- 3.—(1) 事務局印の押印は、会長またはその目的のために行為する全般的なまたは特定の権限を評議会から与えられた他の者の署名、および事務局長（Chairman of the Secretariat）の署名によって認証されるものとする。
- (2) 法人でない者によって作成され、押印を必要としない場合の契約書または証書は、事務局長またはそのために行為する全般的なまたは特定の権限を評議会から与えられた他の者が、評議会に代わって作成または締結することができる。
- (3) 事務局に代わって正式に署名または押印された契約書、証書または書類と称されるものは、証拠として受け入れられるものとし、そうでないことが証明されない限り、それ以上の証拠を要さずに、署名または押印されたものと推定されるものとする。
- (4) 評議会またはその委員会の議事の有効性は、以下によって影響されないものとする。
- (a) 評議会または委員会の構成員の空席
- (b) そうする資格がない者が評議会または委員会の議事に参加した理由
- (5) 評議会または委員会の構成員で、評議会または委員会が締結した、または検討するよう提案された契約または取り決めに個人的な利害がある者は、評議会または委員会に対してその利害を明らかにするものとし、当該契約または取り決めに関連する問題には投票しないものとする。
- (6) 評議会の構成員は、評議会の業務の従事中に誠実に行った行為または不作為について、個人として責任を負わないものとする。

私は、法律認証法（Acts Authentication Act）（ナイジェリア連邦法律 2004 Cap. A2）第 2 条(1)項に従い、本文書が国民議会の両院で可決された法案の謄本であることを証明する。

OJO O. A., fnia, fcia
国民議会書記官
2022 年 9 月 19 日

説明用覚書

本法は、ナイジェリアにおいてスタートアップの設立、発展、運営を可能にする環境を提供し、テクノロジー関連の人材の育成および成長について定め、ナイジェリアのスタートアップ・エコシステムを、最先端のスキルと輸出できる能力を備えた優れたイノベーターを有するアフリカを代表するデジタル技術の中心地として位置付けるため、ナイジェリアにおけるスタートアップの発展のための法的・制度的枠組みを定める。

ナイジェリア・スタートアップ法案 2022 付表

(1) 法案の簡略名称	ナイジェリア・スタートアップ法案 2022
(2) 法案の正式名称	デジタル・イノベーションおよび起業家精神に関する全国評議会を設置し、ナイジェリアにおいて技術系スタートアップを可能にする環境の創出および開発、および関連する事項について規定する法律
(3) 法案の概要	本法は、デジタル・イノベーションおよび起業家精神に関する全国評議会を設置し、ナイジェリアにおいて技術系スタートアップを可能にする環境の創出および開発について規定する。
(4) 上院可決日	2021年7月20日
(5) 下院可決日	2020年7月27日

私は、本法案を国民議会の決議と注意深く比較し、両院の真正な決議であると私が確認したこと、およびナイジェリア連邦法律 Cap. A2 法律認証法の規定に従っていることを証明する。

同意する。



OJO O. A., fnia, fcia
国民議会書記官
2022年9月19日

MUHAMMADU BUHARI, GCFR
ナイジェリア連邦共和国大統領
2022年10月19日